

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月28日
【会社名】	中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 辺 和 夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝三丁目33番1号
【電話番号】	03 (5445) 3500 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部次長 鈴木 啓 介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝三丁目33番1号
【電話番号】	03 (5445) 3500 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部次長 鈴木 啓 介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成21年11月6日開催の取締役会において、株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提として、住友信託銀行株式会社との間で、平成23年4月を目処として株式交換の方法により経営統合することに向けて、当社及び住友信託銀行株式会社との間でこれに関する基本合意書を締結することを決議いたしましたことに伴い、同日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

また、平成22年8月24日開催の取締役会の決議に基づき、同日、住友信託銀行株式会社との間で「株式交換契約書」を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今般、平成22年10月28日開催の取締役会の決議に基づき、同日、住友信託銀行株式会社との間で「株式交換契約に関する覚書」を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(臨時報告書本文)

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

その他株式交換契約の内容

(臨時報告書別添)

別添1 株式交換契約書

3【訂正箇所】

訂正箇所は、(下線)を付して表示しております。

(臨時報告書本文)

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

その他株式交換契約の内容

(訂正前)

住友信託銀行株式会社と当社が締結した株式交換契約の内容は、別添1のとおりであります。

(訂正後)

住友信託銀行株式会社と当社が締結した株式交換契約の内容は、別添1-1「株式交換契約書」及び別添1-2「株式交換契約に関する覚書」のとおりであります。

(臨時報告書別添)

(訂正前)

別添1

株式交換契約書  
(後略)

(訂正後)

別添1-1

株式交換契約書  
(後略)

別添1-2

株式交換契約に関する覚書

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及び住友信託銀行株式会社(以下「乙」という。)は、甲及び乙の間で締結された平成22年8月24日付株式交換契約(以下「本株式交換契約」という。)に関して、平成22年10月28日付で、以下のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。なお、本覚書において別段の定めのない限り、本覚書における用語の意味は本株式交換契約に定めるところによる。

第1条(効力発生日における甲の役員構成)

甲及び乙は、本株式交換契約第9条第2項に基づき、効力発生日における甲の役員構成を次の各号に定めるとおりとすることに合意する。

(1) 取締役

取締役会長 常陰 均  
取締役社長 田辺 和夫  
取締役 奥野 順  
取締役 向原 潔  
取締役 北村 邦太郎  
取締役 大塚 明生  
取締役 岩崎 信夫  
取締役 佐谷戸 淳一  
取締役 落合 伸二  
取締役 大久保 哲夫

(2) 監査役

監査役 杉田 光彦  
監査役 天野 哲夫  
社外監査役 前田 庸  
社外監査役 中西 宏幸  
社外監査役 星野 敏雄  
社外監査役 高野 康彦

第2条（役員構成の継続）

甲及び乙は、特段の事情がない限り、平成23年6月開催予定の甲の定時株主総会で選任される取締役についても前条に定めるとおりとし、甲においてそのための選任議案の上程を行うことに合意する。

第3条（本株式交換契約との関係）

本覚書は、本株式交換契約第9条第2項に定める合意として、本株式交換契約の一部を構成するものであり、本株式交換契約と不可分一体のものとする。

（以下余白）

本覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年10月28日

甲 東京都港区芝三丁目33番1号  
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役社長 田辺 和夫

乙 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社

取締役社長 常陰 均

## (注) 住友信託銀行株式会社の米国株主のための米国証券規制上の注意文言

当社は、住友信託銀行株式会社との経営統合計画に関連して、フォームF - 4による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）にファイルする可能性があります。フォームF - 4をファイルすることとなった場合、フォームF - 4には目論見書及びその他の文書が含まれることとなります。フォームF - 4が提出され、その効力が発生した場合、当該経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である住友信託銀行株式会社の株主総会の開催日前に、フォームF - 4の一部として提出された目論見書が、住友信託銀行株式会社の米国株主に対し発送される予定です。フォームF - 4がファイルされることとなった場合、ファイルされるフォームF - 4及び目論見書（その後の修正を含みます。）には、当社及び住友信託銀行株式会社に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれることとなります。住友信託銀行株式会社の米国株主におかれましては、株主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、当該経営統合計画に関連してSECにファイルされた又はファイルされるフォームF - 4、目論見書及びその他の文書（その後の修正を含みます。）を注意してお読みになるようお願いいたします。フォームF - 4がファイルされた場合、当該経営統合計画に関連してSECへファイルされるフォームF - 4、目論見書及びその他の全ての文書は、ファイル後にSECのウェブサイト（[www.sec.gov](http://www.sec.gov)）から無料で入手することができます。また、当該経営統合計画に関連してSECへファイルされる目論見書及びその他の全ての文書は、当社（Fax 番号 +81-3-5232-8716）または住友信託銀行株式会社（Fax 番号 +81-3-3286-4654）に対してファックスで請求することにより無料で住友信託銀行株式会社の米国株主に提供されます。なお、当該経営統合計画に関連してSECへファイルされた又はファイルされるフォームF - 4、目論見書及びその他の全ての文書（その後の修正を含みます。）は、本臨時報告書の訂正報告書の一部を構成するものではありません。

以上